放　置　等　禁　止　区　域

寒河港周辺において放置等の行為を禁止する区域及び物件を次のとおり指定しています。

備前市長

放置等禁止物件※	・船舶及び船舶の係留の用に供する工作物 ・自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに使用済自動車（部品含む） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条に規定する廃棄物
関係法令（条例含む）※	・港湾法第３７条の１１第１項 ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第３９条第５項 ・河川法施行令　第１６条の４第１項 ・海岸法　第８条の２第１項 ・岡山県普通海域管理条例　第２条の２ ・岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例第３条 ・備前市船舶等の係留保管の適正化に関する条例第７条
適用開始日	令和８年３月３１日

※区域によって放置等禁止物件及び関係法令（条例含む）は異なります。

●放置等禁止区域において、みだりに船舶等を捨てたり放置（許可を受けず船舶等を係留保管すること）すると、関係法令（条例含む）に基づき**処罰される**ことがあります。

＜罰則等の例＞
港湾区域：**１年以下の拘禁刑　または　５０万円以下の罰金**
（港湾法　第６３条第４項）
など

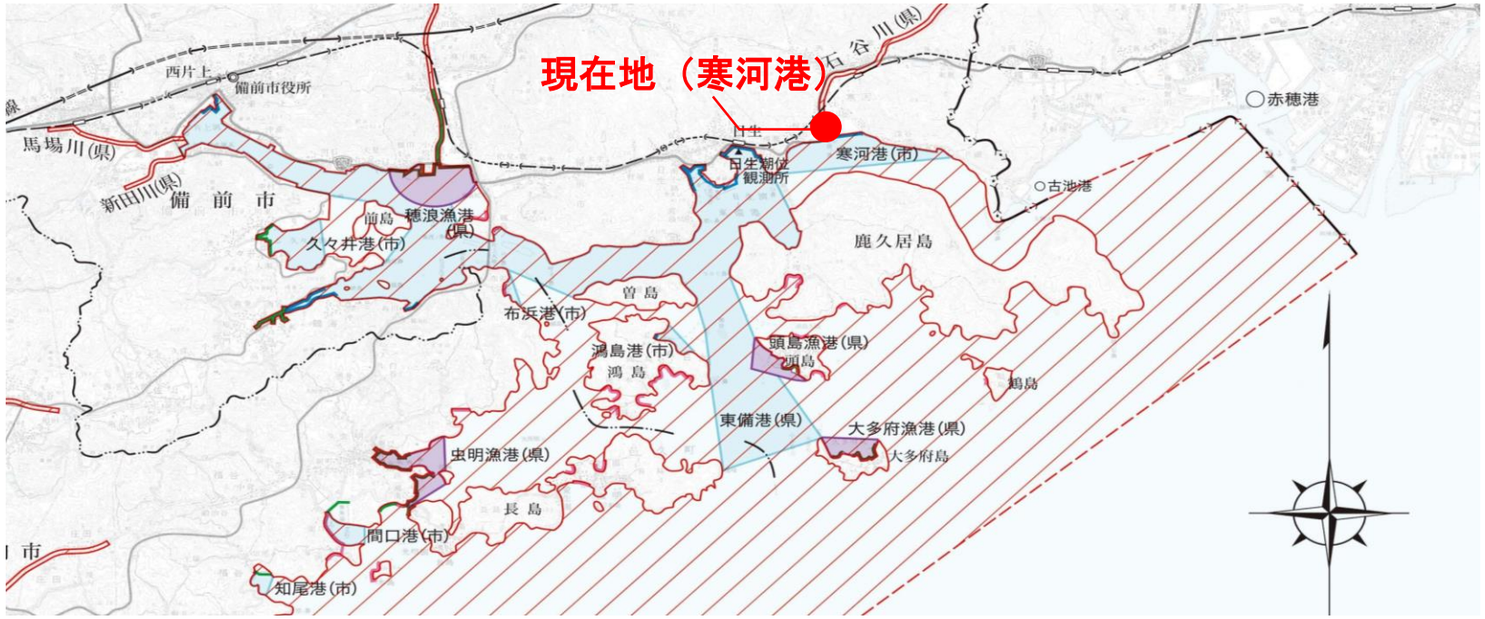

凡　　例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域	
港湾海岸	
漁港区域	
漁港海岸	
農地海岸	

●放置等禁止区域は、国や県が関係法令（条例含む）に基づき指定する区域を含みます。

設置：備前市役所